

第14回名取市農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和元年6月28日(金)
開会 午後2時00分 閉会 午後4時5分
2. 場 所 名取市役所6階 大会議室(東側)
3. 提出議案
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第3号 非農地証明願出について
議案第4号 買受適格証明願について
議案第5号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について
議案第6号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について
4. 報告事項 (1) 農地法第5条の規定による届出について
(2) 農地の賃貸借権解約について
(3) 非農地証明願出について
5. 出席委員(17人)
職務代理者 14番 引地 長一
農業委員 1番 布田 順一 2番 大内 繁徳 3番 入間川 康弘
4番 佐竹 智弘 5番 大久保 昭子 6番 高橋 千里
7番 武田 とも子 8番 吉田 芳信 9番 相澤 喜美
10番 松浦 岩男 11番 阿部 悦雄 12番 入間川 昭一
13番 松浦 朋子
推進委員 長田 義孝、伊東 繁男、松浦 正博
6. 欠席委員(1人) 15番 大友 正一
7. 事務局出席職員
事務局長 小松 義晴、 局長補佐 平井 啓嗣
8. 会議の内容 別紙会議録のとおり

第14回名取市農業委員会総会会議録

【開 会】

午後2時、農業委員15番 大友正一会長が欠席であることを報告し、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることにより開会を宣言した。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会規定第3条及び、名取市農業委員会会議規則第7条の規定により職務代理者が議長となり、議事を進行した。

【会議の内容】

○ 議長（引地長一職務代理者）

◎議事録署名委員の指名

議長において、次の2名を議事録署名委員に指名をした。

1番 布田 順一 委員、 2番 大内 繁徳 委員

◎会議の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○議長（引地長一職務代理者）

それでは議事に入ります。「議案第1号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。

それでは、佐竹智弘代表委員により、ご説明をお願いします。

○ 4班代表委員の佐竹智弘です。説明不足の点については、同じ第4班の皆様、事務局でよろしく申し上げます。それでは、議案第1号農地法5条の規定による許可申請に対する意見決定について、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和元年6月28日提出。

番号1 高館熊野堂字五反田162番1。地目、登記・現況ともに畑、登記面積278㎡、転用目的、駐車場、譲渡人・譲受人は、総会資料のとおり。開発許可、否、転用目的に係る事業又は、施設の概要、売買、1㎡あたり2,000円、大型自動車2台の駐車場です。つぎに、位置図・公図については、議案書の3ページ、土地利用計画、審査内容については、担任委員会資料1ページ、2ページです。この場所は位置図のとおり、南側が市道熊野堂柳生線、東側が市道三日町熊野堂線の交差点のところにあります。この案件については、前回否決されたのですが、隣接する宅地の北側を無償で借りて出入り口にするとのことです。この場所は、北側水路で南側は市道熊野堂柳生線に接していますが、コンクリートの壁になっていて、東側は宅地に接している状態です。地目は畑になっていますが、現状は、雑木林になっています。宅地の北側が居久根となっており、整地にはかなりの労力が必要な状態でした。工事については、譲受人が工事を行うとのことでした。土砂の流失又は、他の災害を発生させる恐れについては、入口周辺を舗装し駐車場は砂利を敷き雨水は自然浸透とするとのことです。

番号2 高館熊野堂字大沢中180番、高館熊野堂字大沢中181番、地目、登記・現況ともに田、登記面積180番781㎡、181番1,059㎡、合計1,840㎡、転用目的、太陽光パネルの設置、譲渡人・譲受人は、総会資料のとおり、開発許可、否、転用目的に係る事業又は、施設の概要、売買、1㎡あたり815円、太陽光パネル396枚です。位置図・公図については、議案書4ページ、担任委員会資料3ページ、4ページです。この場所は、相互台の南側坪沼の手前、大沢川沿いの水田となっています。既に、この場所の北側で太陽光発電を行っています。現地は境界杭が設置されており、その周辺は草刈がされており、この場所は、両側が休耕田で、荒地状態となっていますが、東側西側は水田が耕作されていました。維持管理については、周りがまだ水田ということもあり、除草剤を使わないで草刈を行うということでした。周りは境界をフェンスで囲うということでした。ここは棚田状態の場所で草刈は大変な場所のようでした。だんだん耕作放棄地が進んでいる場所でした。土砂の流失又は他の災害を発生させる恐れについては、切土盛土を行わず現状指定のままで使用し、雨水は自然浸透とする。北側には、既に太陽光発電設備を設

置していますが、なぜ隣に太陽光発電設備を設置しないのか聞いたところ、隣には設置できないという指導があったために、一箇所においてこの場所になったということです。

番号3植松字山15番2外5筆、地目、登記、現況とも畑、登記面積、15番2が356㎡、その他が1,850㎡で合計2,206㎡、転用目的、駐車場用地、譲渡人・譲受人は、総会資料のとおり、開発許可、否、転用目的に係る事業又は、施設の概要、売買、1㎡あたり3,041円、参詣者用駐車場43台となります。位置図・公図については、議案書5ページ、担任委員会資料5ページ、6ページです。この場所は県道愛島名取線の北側にあたります。公図において、15番1の用地は名取市の水道用地を譲ってもらえなかったということで、変形した用地になったということです。担任委員会資料で、15番2の用地は譲受人所有の隣地にある山林と等面積交換となっています。境界杭は既に設置されていました。雨水については、敷地内を碎石で敷き南西側へ勾配をとって自然浸透及び道路側溝へ放流する。法令で義務付けられている協議については、埋蔵文化財の関係で協議予定となっています。

番号4高館熊野堂字岩口上13番1、地目、登記は畑、現況が雑種地、登記面積626㎡、転用目的、資材置場、貸付人・借受人は、総会資料のとおり、開発許可、否、転用目的に係る事業又は、施設の概要、賃借権設定、期間20年、賃料年680,000円、建築資材等資材置場になります。位置図・公図については、議案書6ページ、担任委員会資料7ページ、8ページです。既に11番2は借受人が資材置場として使用しています。現況は、整地済みで南側及び東側にコンクリートの土留めがされており、境界も設置されている状態でした。雨水については、南側から北側へ傾斜をつけ自然浸透及び北側水路に流す。実情調査では、周りの方とトラブルがないよう指導いたしました。この場所は、11番2の拡張ということで、11番2にある入口を使うということです。

番号5閑上字太子堂133番1、地目、登記・現況共に畑、登記面積442㎡、転用目的、事務所用地、貸付人・借受人は、総会資料のとおり、開発許可、否、転用目的に係る事業又は、施設の概要、賃借権設定、期間1年11ヶ月、賃料総額1,610,000円、仙台市の雨水幹線工事にかかる事務所用地としての一時転用です。これが、2021年3月11日までに終わる予定となります。

位置図・公図については、議案書7ページ、担任委員会資料9ページ、10ページです。この場所は、既に事務所として使用しており、農地使用の届出が必要であることを知らなかったということで、始末書を提出しています。現場を確認したところ、敷地内は養生シートの上に碎石を敷き、転圧を行い周辺の防塵対策を行う。雨水については、自然浸透とし汚水については公共下水道に接続するということですが、トイレがまだ公共下水道にはつながれていない状態でした。砂利が敷かれている部分は駐車場で使用されていて、事務所が立っているところは砂利敷を行わないで、整地して立っている状況でした。この場所を現状復元する際は、問題が起こらないよう指導しました。

番号6 愛島北目字山崎2番、地目は登記、現況ともに畑、登記面積467㎡、転用目的、太陽光発電装置設置、貸付人・借受人は、総会資料のとおり、開発許可、否、転用目的に係る事業又は、施設の概要、賃借権設定、期間20年、賃料年120,000円、太陽光パネル240枚設置です。位置図・公図については、議案書8ページ、担任委員会資料11ページ、12ページです。この場所については、主要県道仙台岩沼線の北側、渡辺ホームガーデン北側の山の上になります。この場所の現地調査の結果ですが、東側は境界がありましたが、北側は境界が不明だったため隣との境界を協議の上、確定してから工事を始めるよう指導しました。この件ですが、農地と隣の宅地を含めて太陽光パネルを設置するということでした。それから周りにはフェンスを設置して、草刈を行うということでした。維持管理については、借受人が行うとの事でした。現状の地形のまま施行を行い、雨水は自然浸透とするとの事でした。

番号7番、下増田字台林157番1、下増田字台林158番1、地目、登記・現況共に畑、登記面積は157番1が381㎡、158番1が323㎡、合計704㎡、転用目的、作業場及び資材置場、貸付人・借受人は、総会資料のとおり、開発許可、否、転用目的に係る事業又は、施設の概要、賃貸借権設定、期間1年5ヶ月、賃料月14,784円、名取市発注による北釜橋解体工事に係る一時転用です。位置図・公図については、議案書9ページ、担任委員会資料13ページ、14ページです。この場所は、北釜大橋を渡ったところの市道北釜中央線に接しているところです。北釜大橋を解体し、この場所で更に30センチ四方に解体するための場所です。なお、申請地は、境界を確定し状回復

してから作業を行うとのことでした。

議案第1号1番から7番までにつきましては、6月25日の担任委員会で現地調査を行い、1番については、譲受人から委任を受けた譲渡人から、2番については、譲受人である会社の専務取締役と事務申請等の委任を受けた社員から、3番については、譲受人から委任を受けた代理人から、4番については、借受人から委任を受けた貸付人本人から、5番については、貸付人及び借受人から委任を受けた代理人から、6番については、貸付人及び借受人本人から、7番については、貸付人及び借受人から委任を受けた代理人から、それぞれ実情を聴取したところ、お配りした「農地転用許可基準及び審査内容」でお示しのとおり、農地区分における転用については、問題ないと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一職務代理人）

次に農地利用最適化推進委員の長田義孝委員からご意見をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（長田義孝委員）

議案第1号1番から7番につきましては、6月25日に担任委員会の現地調査に同行したところ、周辺農地等への影響は生じないものと判断しましたので、転用については問題ないものと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一職務代理人）

ありがとうございました。只今、両委員から1番から7番まで議案の説明がなされました。1番から7番まで件数が多いので、1番から意見を頂きたいと思います。この件について、ご質問ございませんか。

○ 10番（松浦岩男委員）

北側水路は、どこかと協議したのでしょうか。

○ 事務局（小松局長）

水路については、まだ手をつけないということでしたので、協議はしておりません。協議は、これからになります。

○ 10番（松浦岩男委員）

名取市と協議する計画はあるのでしょうか。

○ 事務局（小松局長）

今のところ通路は無償で借りることになっていますが、いずれ宅地部分は全部購入する計画ですので、それにあわせて名取市と水路の使い方について、

協議したいとのことです。

○ 議長（引地長一職務代理者）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一職務代理者）

「なし」という声がありましたので、採択いたします。

議案第1号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。ありがとうございます。「挙手全員」でありますので、議案第1号1番は原案のとおり決定といたします。

○ 議長（引地長一職務代理者）

次に、2番から意見を頂きたいと思います。この件について、ご質問ございませんか。

○ 9番（相澤喜美委員）

担任委員会資料の6ページ、説明では隣接地の休田に太陽光の設置ができない理由を、もう少し詳しくお願いします。

○ 11番（阿部悦雄委員）

私も同じ班で立ち合わせていただきましたので、業者の説明では、最初に一箇所大きく設置するのは良いのですが、後から追加で設置する場合は、続けないで間を空けなければならないという国からの指導との話でした。

○ 議長（引地長一職務代理者）

ありがとうございました。今の説明でよろしいでしょうか。他にご質問ございませんか。

○ 10番（松浦岩男委員）

フェンスは1.5mで全部囲むと思いますが、隣の休耕田と境ぎりぎりにするのか、ある程度引っ込めてフェンスをするのか。

○ 4班代表委員（佐竹智弘委員）

この業者は、北側に太陽光発電を設置済みなのですが、その場所では大分内側に設置されていきましたので、今回もそのようになると思います。それから、隣の人に迷惑にならないように、除草剤は使用しないで草刈を行うとのことでした。また、今後に関しては、防草シートを考慮しているとのことでした。

○ 議長（引地長一職務代理者）

よろしいでしょうか。他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一職務代理者）

「なし」という声がありましたので、採択いたします。

議案第1号2番について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。ありがとうございます。「挙手全員」でありますので、議案第1号2番は原案のとおり決定といたします。

○ 議長（引地長一職務代理者）

次に、3番から意見を頂きたいと思います。この件について、ご質問ございませんか。

○ 2番（大内繁徳委員）

先ほどの説明で、売買の方と交換ということで一人おられたのですが、交換する土地が山林となっていますが、それは山林でなく担任委員会資料に記しがあるのとおり、現状がそう言う事なのでしょうか。

○ 4班代表委員（佐竹智弘委員）

この場所は、登記上山林で既に弘誓寺で購入しています。交換した人は、どうしても畑が欲しいということでこの山林を購入して、その一部を畑にしている状態でした。

○ 議長（引地長一職務代理者）

よろしいでしょうか。他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一職務代理者）

「なし」という声がありましたので、採択いたします。

議案第1号3番について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。ありがとうございます。「挙手全員」でありますので、議案第1号3番は原案のとおり決定といたします。

○ 議長（引地長一職務代理者）

次に、4番から意見を頂きたいと思います。この件について、ご質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一職務代理者）

「なし」という声がありましたので、採択いたします。

議案第1号4番について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。ありがとうございます。「挙手全員」でありますので、議案第1号4番は原案のとおり決定といたします。

○ 議長（引地長一職務代理者）

次に、5番から意見を頂きたいと思います。この件について、ご質問ございませんか。

○ 議長（引地長一職務代理者）

太子堂の事務所の用地ということで、これは事前着工となります。隣の地区住民から連絡を受けたものです。これは仙台市の工事になるのですが、事前に連絡はなかったのですか。

○ 事務局（小松局長）

農業委員会事務局には、一切連絡はありませんでした。

○ 4班代表委員（佐竹智弘委員）

届出が必要ということが分からなく行ってしまったということで、農業委員会に始末書を提出している。この件に関しては、今後こういうことがないように指導いたしました。

○ 議長（引地長一職務代理者）

よろしいでしょうか。他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一職務代理者）

「なし」という声がありましたので、採択いたします。

議案第1号5番について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。ありがとうございます。「挙手全員」でありますので、議案第1号5番は原案のとおり決定といたします。

○ 議長（引地長一職務代理者）

次に、6番から意見を頂きたいと思います。この件について、ご質問ございませんか。

○ 1 番 (布田順一委員)

議案書 8 ページの位置図を見ますと、道路が狭く工事車両等の出入りはどのように考えているのでしょうか。

○ 4 班代表委員 (佐竹智弘委員)

この農地の出入りは、隣接する宅地も含めてのパネル設置ですので、支障がないよう通路を確保する事になります。

○ 1 番 (布田順一委員)

北側道路から出入りしていたところは、今でも残っているのですか。

○ 4 班代表委員 (佐竹智弘委員)

今は人が一人通れる位の通路しかないので、境界を確認し通路を確保してから工事に入るよう指導しました。

○ 1 1 番 (阿部悦雄委員)

申請地の北側の畑との間に通路があるのですが、通路は北側畑の所有者の通路らしく、暗黙の了解で常に使っていた状態でした。話を聞くと、そこからは入れないということで、申請者の宅地を少し広げて大型車両が入れるように、北側の畑の所有者と協議して、通路を使ってもいいのか、だめなのか整理して工事を始めるよう話しました。

○ 議長 (引地長一職務代理者)

よろしいでしょうか。他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長 (引地長一職務代理者)

「なし」という声がありましたので、採択いたします。

議案第 1 号 6 番について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。ありがとうございます。「挙手全員」でありますので、議案第 1 号 6 番は原案のとおり決定といたします。

○ 議長 (引地長一職務代理者)

次に、7 番から意見を頂きたいと思えます。この件について、ご質問ございませんか。

○ 1 0 番 (松浦岩男委員)

コンクリートを破壊するというので、ごみ、ほこりが出ると思いますが、そ

の対策がなされていない。置く場所はあまり幅がなく、粉塵対策など、子供も通
るのか、現場をもう少し詳しくお願いします。

○ 4班代表委員（佐竹智弘委員）

この場所は、周りに何も無い状態で、関係のある人しか通らない場所です。な
お、敷地は、大きくしなくても大丈夫とのことでした。

○ 議長（引地長一職務代理者）

これについては、名取市の工事発注ですので、何か事務局で分かればお願いし
ます。

○ 事務局（小松局長）

今言われた粉塵対策までは確認しておりませんが、周りに迷惑をかけないよう
にということで、その範疇に入ってくると理解しています。

○ 11番（阿部悦雄委員）

確かに、ご指摘のとおりだと思います。現地を見たときは辺り一面何もなく、
家も作物も見えませんでしたので、その辺はいいかなと受け取ってしまいました。
その辺は当番として、落ち度があったかと思います。

○ 議長（引地長一職務代理者）

よろしいでしょうか。他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一職務代理者）

「なし」という声がありましたので、採択いたします。

議案第1号7番について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願
いします。ありがとうございます。「挙手全員」でありますので、議案第1号7
番は原案のとおり決定といたします。

《議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（引地長一職務代理者）

次に、「議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定につ
いて」を議題といたします。佐竹代表委員より、ご説明をお願いします。

○ 4班代表委員（佐竹智弘委員）

議案第2号農地法3条の規定による許可申請に対する許可決定について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和元年6月28日提出。

番号1 高館熊野堂字太夫22番1、地目、登記、現況ともに畑、登記面積99㎡で権利種別は交換、譲渡人・譲受人は、総会資料に記載のとおり。経営面積は173a、世帯員2人、労力人は2人。農作業の効率化です。

この案件ですが、実情調査で譲渡人の宅地の入口の通路が譲受人の土地になっていたために、登記上整理する必要があるということで、譲受人の宅地と譲渡人の畑を等価交換するものです。議案第2号1番につきましては、6月25日担任委員会で、土地を交換する本人及び代理人から実情を聴取したところ、「農地法第3条の判断基準」でお示しのとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一職務代理人）

次に農地利用最適化推進委員の長田義孝委員からご意見をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（長田義孝委員）

議案第2号1番につきましては、6月25日に担任委員会において、交換人双方から譲受後の農地の状況等を聴取し、実情を伺ったところ、許可要件を満たすため、許可については適当であると考えます。以上です。

○ 議長（引地長一職務代理人）

ありがとうございました。ただ今、この件について、両委員からご説明がなされました。ご質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一職務代理人）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。

議案第2号の許可決定に賛成の方の挙手をお願いします。「挙手全員」でありますので、議案第2号は原案のとおり決定といたします。

《議案第3号 非農地証明願出について》

○ 議長（引地長一職務代理人）

次に、議案第3号「非農地証明願出について」を議題といたします。佐竹代表委員より、ご説明をお願いします。

○ 4班代表委員（佐竹智弘委員）

それでは、議案第3号非農地証明願出について、下記願出人より非農地証明願の提出があったので意見を求める。令和元年6月28日提出。番号1、下増田字屋敷19番1、下増田字屋敷34番2、地目、登記は畑・現況は雑種地、登記面積、下増田字屋敷19番1が2,026㎡、下増田字屋敷34番2が286㎡、合計2,312㎡、願出人は、総会資料に記載のとおり。現地は、北釜地区の防災集団跡地であり、名取市で買収したものである。現在は道路事業のヤードとして利用しており、農地に復元することが著しく困難と認められるため、当該証明書の交付願いがあったものです。位置については、空港の東側、貞山堀のすぐ東側になっています。34番2の方が民間の駐車場に接しています。19番1の方は、その北西側になります。現況としては、砂利が敷かれ短い草が生えている状態です。地目変更して復興従業員の駐車場として貸すということで、雑種地の変更にするという説明を受けました。議案第3号1番につきましては、6月25日の担任委員会で現地調査を行い、名取市復興部の担当職員から実情を聴取したところ、現況地目どおり雑種地と判断できることから、非農地証明することに問題ないものと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一職務代理者）

次に農地利用最適化推進委員の長田義孝委員からご意見をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（長田義孝委員）

議案第3号1番につきましては、6月25日に担任委員会の現地調査に同行し、名取市復興部担当職員から実情を聴取し、現地を確認したところ現況が雑種地であることから、現況が雑種地であり非農地証明することに問題ないものと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一職務代理者）

只今、両委員からご説明がなされました。この件について、ご質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一職務代理者）

ご質問はございませんか。「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。「挙手全員」でありますので、議案第3号は原案のとおり決定いたします。

《議案第4号 買受適格証明願について》

○ 議長（引地長一職務代理者）

次に、議案第4号「買受適格証明願について」を議題といたします。佐竹代表委員より、ご説明をお願いします。

○ 4班代表委員（佐竹智弘委員）

それでは、議案第4号買受適格証明願について、このことについて買受適格者であることの証明願があったので意見を求める。また、競落人となった場合は、農地法第3条の規定による許可書を交付するものとしてよいか、意見を求める。令和元年6月28日提出。番号1、愛島笠島字南東宮下54番、愛島笠島字南東宮下56番2、地目、愛島笠島字南東宮下54番が登記・現況ともに畑、愛島笠島字南東宮下56番2が登記は畑・現況は雑種地、登記面積、愛島笠島字南東宮下54番が533㎡、愛島笠島字南東宮下56番2が642㎡、合計1,175㎡、入札の原因は根抵当権の実行による競売、物件所有者・願出人は、総会資料に記載のとおり。願出人の経営面積は、83a。労力人は2人。事件番号平成30年（ケ）第211号56番2については、平成15年12月17日付農地法第5条1項の許可を受けている。実情調査には届出人が来られ、現在水田を83a所有していて、自分で機械を借りながら耕作しているということです。附属の宅地、家も同時に購入して、いずれはこちらに住みたいということで届出がありました。議案第4号1番につきましては、6月25日の担任委員会で願出人本人から実情を聴取したところ、買受適格者と認められることから、証明書を交付することに問題ないものと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一職務代理者）

次に農地利用最適化推進委員の長田義孝委員からご意見をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（長田義孝委員）

議案第4号1番につきましては、6月25日に担任委員会で願出人本人から実情を聴取したところ、近隣農家から農業用機械を借用し農作業に従事しており、買受適格証明を交付することに問題ないものと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一職務代理者）

只今、両委員からご説明をいただきました。この件について、ご質問ございませんか。

○ 1番（布田順一委員）

経営面積の83a全て田でよろしいでしょうか。今度は畑を求めたいということで、誰が作られるのか。機械は借りてということで、畑作に使える機械はどう考えているのか。所有面積は問題ないのですが、常時従事者2人となっていますが、具体的に、本人なのか、本人以外でどなたが年間150日以上従事すということで、その辺どのように考えているか。今まで83a持っていますので、今までの状況がどうなのか最終的に確認させて頂きたい。

○ 議長（引地長一職務代理者）

この方は最初新規就農者として50aを購入した。目的は作物を作って経営するということでしたので、現在は本当に自分で耕作を行っているのか。地元の方が請け負っているのは誰か。松浦委員にお尋ねしますが、農地は全部頼まれているのですか。

○ 農地利用最適化推進委員（松浦正博委員）

利用権は結んでいないのですが、基本的に私がやっています。担任委員で原田さんが来まして、土地を譲って頂いた時の話を聞いたところ、原田さんの友人と耕作を始めるつもりで田を購入したと言っていました。その友人の機械が古くて出来ないと言っていました。その出来ない部分を私が行っていました。

○ 議長（引地長一職務代理者）

現在は、本人が全然していないということで、よろしいのですか。

○ 事務局（小松局長）

届出では、従事日数150日でなく220日で届けがされています。担任委員会において、営農状況は管理を自分で行っているとのことでした。事務局としては、現地で誰が耕作しているか分からない状況です。

○ 10番（松浦岩男委員）

松浦推進委員がやって苗運びぐらいするならわかるのですが、何もしない、書類上だけ、自宅には何もない、そういう人がただ土地を求めるというのは思わしくないと思います。

○ 9番（相澤善美委員）

去年の8月に、この方の申請が取り下げられている経緯が、覚えていないのですが。

○ 事務局（小松局長）

昨年7月に、一度申請があり本人が来なかったため実情調査が保留となった。8月に土地所有者の代理人から原田氏に5万円で売買する申請があったが、取り下げしますということでした。

○ 6番（高橋千里委員）

この物件の所有者に原田さんがお金を貸しているということですか。

○ 事務局（小松局長）

そのとおりです。

○ 11番（阿部悦雄委員）

この方については、本人は管理の面は自分でやっているとは私は受け取ったので、全然やっていないわけではないと判断しました。また、今度畑を求める訳ですが、小さな機械は所有している言い方をされていたので、問題ないと判断しました。

○ 10番（松浦岩男委員）

ここに松浦推進委員がいるのでお聞きしますが、管理していると言われましたが、本当に管理しているのでしょうか。

○ 農地利用最適化推進委員（松浦正博委員）

この前話をした中では、出来ないところをお願いして、出来るところをやっていきましょうということで、まとまりました。今までは、ほぼほぼ私がやっていました。

○ 10番（松浦岩男委員）

前は全然していなかったかどうかだけお聞きします。

○ 農地利用最適化推進委員（松浦正博委員）

前はしておりません。

○ 議長（引地長一職務代理者）

ありがとうございました。意見も出ましたので採決に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。他に、ご質問ございませんか。

○ 1 番（布田順一委員）

判断する上での考え方について、新規就農者が将来こういうことでやるということが、書類又は口頭の場合認めるしかないのか。その辺はどう考えれば良いのでしょうか。

○ 10 番（松浦岩男委員）

新規就農でしたので、それなりの覚悟をもってやったと思いますが、今現在このような状態になっている。何もしないで、今回この案件がでたので、今度私がやりますということで、どこまで信用していいか分からない。

○ 議長（引地長一職務代理者）

皆様から多くの質問・意見を頂きましたので、採決いたします。
議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。「挙手全員」でありますので、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

《議案第5号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（引地長一職務代理者）

次に、議案第5号農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について、事務局より説明願います。

○ 事務局（平井局長補佐）

それでは13ページ目をお開きください。議案第5号農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、令和元年6月10日「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和元年6月28日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規4件20,599㎡、更新はありません、合計4件20,599㎡。

2 利用権を設定する土地

田12筆20, 599㎡、合計12筆20, 599㎡。

3 利用権を設定する土地

- ① 利用権の種類。賃借権設定4件。
- ② 賃借権の存続期間。3年2件、5年1件、10年1件。
- ③ 借賃（10a当り）。30kg1件、45kg2件、8,000円1件。
- ④ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和元年7月1日予定。

5 詳細につきましては、14ページでございます。

賃借権設定、4件、面積20, 599㎡になります。

なお、各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

○ 議長（引地長一職務代理者）

只今、事務局から説明がなされました。ご質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一職務代理者）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

「挙手全員」でありますので、議案第5号は原案のとおり決定といたします。

《議案第6号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（引地長一職務代理者）

それでは、議案第6号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について、事務局より説明願います。

○ 事務局（平井局長補佐）

それでは、15ページをお開きください。議案第6号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、農業経営基盤強化促進事業の規定により「農用地利用集積計画」を調整したので、意見を求める。令和元年6月28日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規1件9,875.00㎡、更新はありません。合計1件9,875.00㎡。

2 利用権を設定する土地

田4筆9,875.00㎡、合計4筆9,875.00㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定1件。

② 賃借権の存続期間。10年1件。

③ 借賃（10a当り）。10,000円1件。

④ 借賃の支払方法。毎年11月25日までに本人名義の口座に手数料を差し引き振り込む。

4 公告予定年月日。令和元年6月29日予定。

5 詳細につきましては、16ページでございます。

賃借権設定1件、9,875.00㎡になります。以上です。

○ 議長（引地長一職務代理人）

只今、事務局からご説明がなされました。これについて、ご質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一職務代理人）

「なし」という声がありましたので、採択いたします。

議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

○ 議長（引地長一職務代理人）

「挙手全員」でありますので、議案第6号は原案のとおり承認といたします。

《報告事項（1） 農地法第5条の規定による届出について》

《報告事項（2） 農地の賃貸借権解約について》

《報告事項（3） 非農地証明願出について》

○ 議長（引地長一職務代理者）

次に報告事項（１）「農地法第５条の規定による届け出について」、報告事項（２）「農地の賃貸借権解約について」、報告事項（３）「非農地証明願出について」を一括議題といたします。

○ 事務局（平井局長補佐）

〔別紙議案書により報告事項（１）から（３）について、届出内容について説明を行い、届出を受理した旨説明をした。〕

○ 議長（引地長一職務代理者）

只今、事務局より説明をさせましたが、ご質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一職務代理者）

「なし」との声がありますので、報告事項（１）から報告事項（３）までについて「承認」といたします。

○ 議長（引地長一職務代理者）

次に、その他に入ります。事務局お願い致します。

○ 事務局（小松局長）

〔来月の農業委員会行事日程の説明をおこなった。〕

〔次回総会終了農地パトロールの打ち合わせを行う。〕

○ 事務局（小松局長）

それから、女性農業委員研修会の報告を頂きたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○ 13番（松浦朋子委員）

令和元年6月7日（金）東京エレクトロンホール宮城におきまして、みやぎアグリレディース21通常総会及び市町村農業委員会女性委員等研修会がありましたので、女性委員3名で出席いたしました。総会の内容は、平成30年度事業報告並びに収入支出決算について、令和元年度事業計画並びに収入支出予選について、令和元年度会費の額及び徴収方法についての議事が行われました。

今年度の大きな事業として、東北、北海道ブロック農業委員会女性委員研修会が8月にあり、宮城が会場になっています。

次に研修会の内容ですが、農業経営の第三者継承と地域における支援というタ

イトルで、講師に農業食品産業技術総合研究機構、食農ビジネス推進センターの先生をお迎えして、お話を受けてまいりました。この第三者継承とは、近年、大規模な専業経営でも後継者不足が生じていて、親族内で後継者が見つからなかった場合に新規就農者へ農地、施設、機械などの技術、ノウハウ、信用などと一緒に渡すこと。移譲者にとっては、自分が行ってきた事業が途切れることなく次の代へ引き継がれる。継承者にとっては、早期に専業の農業経営者として自立することができる。地域農業においても、地域で受け継がれてきた技術、ノウハウを維持、継承することで、産地のブランド化や活性化につながる利点があるようです。まったくの他人に引き継ぐわけですので、経営理念、栽培方法の一致、信頼関係構築、生活への配慮等の気配りなどが、成功のポイントになるようです。新しい農業の形で、地域農業の新たな担い手を育てる大きな意味合いを持ち、今後の積極的な地域戦略として位置づけることが重要に思います。以上です。

○ 事務局（小松局長）

ありがとうございました。事務局からは以上です。

○ 議長（引地長一職務代理者）

これについて、何か質問はございますか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、第14回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後4時5分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和元年7月25日

名取市農業委員会
議 長 _____

署名委員 1 番 _____

署名委員 2 番 _____